



2026 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 四国化成ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 渡 邊 充 範
(コード番号:4099 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 企画管理担当 安 藤 慶 明
(TEL. 0877 - 22 - 4111)

当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）
および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）について、これを継続せず、その有効期間である 2026 年 3 月 26 日開催予定の第 106 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本プランの廃止に伴い、当社定款における買収防衛策に関する規定（第 42 条及び第 43 条）を削除する予定であり、本定時株主総会に、「定款一部変更の件」として付議することを決議しておりますので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 買収防衛策の非継続（廃止）

当社は、2008 年 6 月 26 日開催の第 88 回定時株主総会決議に基づき本プランを導入し、直近では、2023 年 3 月 29 日開催の第 103 回定時株主総会において、その継続につき株主の皆様よりご承認をいただきました。

本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、当社を取り巻く経営環境の変化や買収防衛策を巡る近時の動向、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見等を踏まえ、本プランの継続の是非も含めその在り方について検討を重ねた結果、有効期間が満了する本定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続せず、廃止することといたしました。

なお、当社は本プラン廃止後も、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模な取得行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該取得行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、あわせて東京証券取引所に届け出ている独立役員等の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、その時点で採用可能かつ適切な施策を講じる所存です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款一部変更の理由

本プランを継続せず、有効期間満了をもって廃止することといたしますので、現行定款第8章を削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第8章 買収防衛策</u> <u>(買収防衛策の導入等)</u> <u>第42条 当社は、買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止については、株主総会の決議により定めることができる。</u> <u>② 前項に定める買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、その内容を変更し、又はその適用を廃止することをいう。</u>	(削除)
<u>(新株予約権無償割当て等の決議機関)</u> <u>第43条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当て及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。</u>	(削除)

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年3月26日

定款変更の効力発生日 2026年3月26日

以上